名古屋市職員共済組合組合会会議規則

(昭 和 37 年 12 月 1 日) 名古屋市職員共済組合規則第2号)

最近改正 令和3年3月1日規則第2号

(目的)

第1条 この規則は、名古屋市職員共済組合の定款第22条の規定に基づき、組合会の会議に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(会議の開閉)

第2条 議長は、会議を開くとき、及び会議を閉じるときは、それぞれその旨を述べなければならない。

(事件説明)

第3条 議長は、会議に付する事件の概要を、当該事件の議事に入る前に説明するものとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、議員を指名してその者に説明させることができる。

(議事の進行)

- **第4条** 議長は、会議の承認を得たときは、質疑及び討論を一括し、あるいは その一方又は両方を省略することができる。
- 2 議長は、なお発言者がある場合でも論旨が尽きたと認めたときは、討論を うちきることができる。

(発言)

- **第5条** 会議において発言しようとする議員は、議長の許可を受けなければならない。
- 2 すべて発言は簡明を旨とし、議題外にわたつてはならない。

(採決)

- **第6条** 議長は、採決しようとするときは、採決に付する問題をあきらかにしなければならない。
- 2 採決の方法は、挙手による。ただし、議長が必要と認めるとき、又は議員2 人以上から要求があるときは、無記名投票の方法による。
- 3 議長は、採決の結果をあきらかにしなければならない。

- 4 議長は、採決に付する問題について異議の有無を会議にはかり、異議がないと認めたときは、問題を採決しないで決定することができる。
- 5 議員は、採決又は決定の更正を求めることができない。

(選挙)

第7条 組合の監事の選挙については、地方公務員等共済組合法施行令(昭和37年政令第352号)第12条第1項の規定及びこの規則第6条第2項の規定を 準用する。この場合において、この規則第6条第2項中「採決」とあるのは 「監事の選挙」と読み替えるものとする。

(事務局職員等の出席)

第8条 議長は、必要があると認めるときほ、組合の事務局の事務局長その他の職員、組合員及びその他の者を会議に出席させ、その意見を求め、及び資料を提出させることができる。

(委任状)

第9条 定款第21条第2項の規定に基づき、代理人である議員が提出しなければならない。書面の様式は、別紙様式のとおりとする。互選議員は、各選挙区において選挙する。

(補則)

第10条 この規則の実施に関し疑義があるときは、議長の定めるところによる。

附則

この規則は、公告の日から施行する。

附 則 (昭 和 44 年 6 月 25 日) (名古屋市職員共済組合規則第 2 号)

この規則は、公告の日から施行する。

附 則 (昭 和 51 年 3 月 31 日) (名古屋市職員共済組合規則第 2 号)

この規則は、公告の日から施行する。

附 則 (平成元年3月18日) 名古屋市職員共済組合規則第1号)

この規則は、公告の日から施行する。

附 則 (令 和 3 年 3 月 1 日) (名古屋市職員共済組合規則第 2 号)

この規則は、公告の日から施行する。

別紙様式

委 任 状

年 月 日

名古屋市職員共済組合 組合会議員

名古屋市職員共済組合定款第21条第1項の規定に基づき、 年 月 日の組合会における議決権及び選挙権の行使を下記の者に委任 します。

記

名古屋市職員共済組合組合会議員